

全学講義開講

学生の総合的な知見を高めるため、学外から講師を招いて行っている全学講義。

平成17年度に行われた早稲田大学・池内了教授の「宇宙はどこまでわかっているか」と、

同志社大学・奥田昌道教授の「民事裁判における最高裁判所の法形成」を紹介します。

全学講義「宇宙はどこまでわかっているか」

- 2005年12月14日(水) 15時30分から17時まで
- 総合教育研究棟E260
- 講師／池内 了(早稲田大学国際教養学部教授)

基礎科学の学問分野でも、とりわけ多くの学生を魅了する分野は「宇宙」の科学です。だれにでも一度は夜空を見上げて、宇宙の果てに思いをめぐらせた経験があるものでしょう。神話から現代宇宙物理の最先端を語らせるにはこの人以外にはいないというほど、歴史、文学と科学を融合した話には定評がある池内了教授の講義でした。

池内教授は、宇宙や銀河の起源と構造の研究をすすめるとともに、科学者の倫理や環境問題にも多くの提言をしています。また、文学への造詣も深く、科学と文学を結びエッセイストとしても活躍しておられます。文系の学生でも講義の中身を堪能できる「全学講義」めざして池内教授に宇宙の科学を依頼した所以です。

雪の舞う寒い日でありましたが、聴講生は250人にも及びその期待は大きなものであったことがうかがわれます。期待にたがわず、20世紀までの人類の宇宙認識の歴史が動的に辿られ、21世紀の宇宙論の発展が示唆されるものでした。古代の宇宙観からハッブルの膨張宇宙の発見、そしてビッグバン宇宙への発展、その深化、最近の観測結果である「宇宙背景放射」と「宇宙の加速膨張と暗黒エネルギー」が分かりやすく展開されました。

講演終了後、聴講した学生からの質問が何件も相次ぎ、講義時間が大きく超過したため質問を打ち切るほどでした。以下に講義の項目を示しておきます。



1 宇宙論の歴史

- 神話から天動説へ
- 無限宇宙の系譜
- 天動説から地動説へ
- 「星雲」仮説
- 西と東の宇宙観の対比
- 銀河宇宙の確立
- 「無数の太陽」の発見

2 膨張宇宙からビッグバン宇宙へ

- 宇宙膨張の発見
- ビッグバンのシナリオと3つの証拠
- ビッグバン宇宙
- 宇宙背景放射の発見

3 ビッグバン宇宙の深化

- 宇宙の大規模構造
- 宇宙背景放射のゆらぎ
- ダークマター問題
- 宇宙の加速膨張

4 人々の宇宙はますます拡大する

- 太陽系外惑星の発見
- 時空の果てにせまる

また、全学講義後、理学部棟において、「科学は終焉するのか」というタイトルで、21世紀の科学のあり方について、池内教授の講演と懇談がありました。全学講義に引き続き参加した数多くの学生・院生で、議論が沸き熱気にあふれるものとなりました。

(文責:理学部物理学科 教授 谷本盛光)

全学講義「民事裁判における最高裁判所の法形成」

- 2005年12月2日(金)
- 講師／奥田 昌道(同志社大学法科大学院教授)

昨年12月2日、奥田昌道先生をお招きして、「民事裁判における最高裁判所の法形成」というテーマで講演をしていただきました。奥田先生は日本を代表する民法学者であり、また、平成11年4月から3年半にわたり最高裁判所の裁判官を勤められ、現在は同志社大学の法科大学院において法曹の育成にあたっておられます。今回の講演も、民法学者として、最高裁判所裁判官経験者として、そして法曹育成に携わる教育者としての観点からお話をしていただいたもので、聴講した学生・教員にとりきわめて有意義なものでありました。

奥田先生はユーモアも交え、最高裁判所の裏話的なお話も含め多岐にわたる事項につき講演をなさったのですが、紙幅の関係上、要点のみをここで紹介いたします。



最高裁判所が果たす役割は、3つのものがあります。1つ目は、憲法問題の最終的な判断を下すという、「憲法の番人」としての役割です。2つ目は、下級裁判所の判断が分かれている場合に、最高裁判所としての解釈を示すことにより、判断を統一するという役割です。法律はいくつもの解釈が可能ですが、一方で裁判所として統一した判断がなされる必要もありますので、こうした役割があります。3つ目は、新たな法規範を定立する役割です。こうした役割は下級裁判所も担いますが、下級裁判所は最高裁判所の判例に事実上拘束されますので、最高裁判所が法規範を定立することが必要になります。

とりわけ民法においては、法律自体は法制度の骨格部分のみを規定し、細部を規定しないことが多く見られます。こうした部分につき、民法に明示的に規定されていない法理、民法に予定されていない法制度の創出など、判例による法形成が行われてきました。

もっとも、判決は本来的には個別具体的な紛争解決のために裁判所が下す判断でして、その判断中の規範は、先例として事実上の拘束力を持つにすぎません。これに対し、法律の改正といった国会の立法は、施行された日から全国一律に、全国民に対して妥当する普遍性を有します。

非嫡出子の法定相続分が嫡出子の半分とされている民法の規定が、憲法の「法の下での平等」に反しないかが争われた事件において、最高裁判所は合憲の判断を下しています。この判決は「右立法理由との関係で著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的裁量判断の限界を超えたものということができない」としています。これは、あくまで事実的拘束力を有するに過ぎない裁判所の判決による法形成を抑制し、国会の立法による解決を待つ態度を示したものとと言えます。



判例により法形成がなされた事例としては様々なものがありますが、最近の事例としては、私も関与したのですが、抵当権に基づく妨害排除請求権を認める判断を下したのがあります。抵当権は、担保のために不動産の交換価値から優先弁済を受ける権利であり、原則として、所有者の使用・収益に干渉することはできません。従来の最高裁判所の判例においても、妨害排除請求権は認められませんでした。しかし、第三者に抵当不動産を不法占有させることで競売を妨害する事例が多く見られたこともあり、平成11年の最高裁判所判決においては、抵当権者は所有権者の妨害排除請求権を代位行使できる旨、判令することとなりました。抵当権の原則や従来の判例への配慮から、あくまで代位行使という構成をとったわけですが、もっとも、「なお書き」として、不法占有により抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難になるような状態があるときは、抵当権に基づく妨害排除請求として排除を求めることも許されるとしております。これは、以後はこうした主張をして欲しい、という最高裁判所のメッセージでもありまして、実際に平成17年の最高裁判所の判決におきましては、そうした当事者の主張を受けて、抵当権に基づく妨害排除請求を認める判決を出しています。

以上、奥田先生には、興味深いテーマにつき分かりやすくお話をして頂きました。また、講演の端々で、法学部生として、また法科大学院生として、どのようなことに気をつけて学習をすればいいかのアドバイスも頂きました。この場をお借りして、感謝の意を申し上げます。

(文責:法学部法学科 助教授 岡田昌浩)